

令和9年度柏原市一般コミュニティ助成事業申請団体の募集要項

1) 助成事業の趣旨

一般財団法人自治総合センター(以下「センター」という。)が、宝くじ社会貢献広報事業として、コミュニティ活用に必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。

2) 助成対象団体

柏原市内の町会

3) 助成対象事業

センターが決定した一般コミュニティ助成事業

4) 助成対象経費

町会が行うコミュニティ活動に直接必要な備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に要する経費

5) 補助金額

センターが採択した金額

100万円から250万円まで(10万円単位)

※10万円未満の金額については申請団体の負担となります。

6) 募集期間

令和8年8月3日(月)～令和8年8月31日(月)

7) 申請方法

期間内に以下内容を柏原市に提出してください。

- ・提出書類：①柏原市一般コミュニティ助成事業申請希望書(様式第1号)
 - ②団体規約の写し
 - ③事業計画及び収支予算書の写し(当該事前申請を行う年度のもの)
 - ④金額積算根拠(見積書等)
 - ⑤事業内容に関する資料(カタログのカラーコピー等)
 - ⑥その他市長が必要と認める書類
- ・提出先：柏原市 市民部 地域連携支援課
 - ・窓口：市役所3階(土日祝を除く9時～16時30分)
 - ・メール：jichi@city.kashiwara.lg.jp
 - ・郵送：〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

※申請するにあたっての注意：

事前相談を必ず行ってください。

事前相談が無い場合、受付できません。また、補助金の交付通知を受ける前に行った事業に要した経費については、対象経費から除外するものとします。

8) 申請条件等

- (1) センターのコミュニティ助成事業実施要綱及び柏原市一般コミュニティ助成事業補助金に基づくもの。
- (2) 事前相談をした内容の助成事業。
- (3) センターが助成を採択し、市から補助金の交付決定があった後（令和9年7月予定）、備品購入を行うこと。備品購入および納品を令和9年9月30日までに完了すること。
- (4) 地域防災組織育成助成事業との重複申請はできません。

9) 申請団体の選定

申請内容を審査し、適当と認めた団体の助成事業を申請する団体と選定します。

また、複数の団体からの申請があった場合は、公開抽選を行い、団体を選定します。

10) 交付申請

申請が通った団体は柏原市に以下の書類を提出してください。

- ① 柏原市一般コミュニティ助成事業補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 事業計画（様式第3号）・収支予算書（様式第4号）
- ③ その他市長が必要と認める書類

※交付決定後に事業内容に変更がある場合、団体は柏原市に以下の書類を提出してください。

- ① 柏原市一般コミュニティ助成事業補助金変更申請書（様式第6号）
- ② 事業計画（様式第3号）・収支予算書（様式第4号）
- ③ 変更内容を説明する資料（見積書等）
- ④ その他市長が必要と認める書類

11) 実績報告

補助金を利用しての事業が完了した団体は柏原市に以下書類を提出してください。

- ① 柏原市一般コミュニティ助成事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（様式第9号）
- ③ 支払関連資料（領収書等）
- ④ 管理運営規程（備品貸出基準等）及び備品台帳
- ⑤ カラー写真（事業が完了していること及び宝くじ助成の表示（普及広報デザイン）が適正に行われていることが確認できるもの）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

お問合せ

柏原市 市民部 地域連携支援課(市役所3階)

TEL：072-972-1501(内線2418)

072-971-8305（直通）

メール：jichi@city.kashiwara.lg.jp